

2023年4月からの変更点

出産育児一時金の支給額が42万円から50万円に引き上げられました（産科医療補償制度未加入の医療機関等では48.8万円）。本書掲載の以下の箇所については、 の金額に読み替えてください。

●2ページ・左上

出産育児一時金(健康保険)

➡ P5

出産時に出産費用として給付

【金額】1児につき 50万円

※産科医療補償制度未加入の医療機関等では **48.8万円**

●5ページ・中

➡ 出産育児一時金 * 出産費用としてもらえる

出産育児一時金は、健康保険の被保険者・被扶養者が出産したときに、健康保険から出産費用として受けられる給付です。

もらえる額

1児につき **50万円** (双子以上の場合、出産児の数だけ支給)

※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は1児につき **48.8万円**

支給方法

- ・直接支払制度や受取代理制度を利用すると、医療機関等で出産費用の精算時に出産育児一時金をあてることができます。一時金は、健康保険から医療機関等に直接支払われます。
- ・出産費用が **50万円** を超える場合は、超えた分を窓口で支払います。出産費用が **50万円** に満たない場合は、後日、健康保険に差額を請求して受け取ります。

※直接支払制度等を利用せずに自分で出産費用を支払い、後で健康保険に請求することもできます。

出産育児一時金の例 【前提】 ● 出産費用: **60万円** ● 直接支払制度を利用

出産費用	—	出産育児一時金	=	不足分	➡	不足分を支払う
60万円		50万円		10万円		